

道路予定区域の有効活用に伴う事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、建設局が所管する道路予定区域の有効活用について、千葉県道路占用規則（平成9年千葉県規則第41号）第25条に基づき、必要な事項を定め、もって、当該事務の円滑、かつ、適正な処理を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、道路予定区域とは、道路法（昭和27年法律第180号）第91条第2項に規定する道路予定区域をいう。

(許可の基準)

第3条 道路予定区域の占用許可に関する基準は、次のとおりとする。

- (1) まちづくりや賑わい創出となり、道路管理上支障がないこと。
- (2) 暫定的な利用とし、将来の道路事業の施行時期に支障とならないこと。
- (3) 占用物件として、除却の困難となる構造でないこと。
- (4) 公共的ないし公益的な利用とすること。
- (5) 占用の期間は、1年以内とする。

(対象施設)

第4条 前条に該当する施設として、次に掲げる施設を対象とする。

- (1) 駐車施設、広場、公園等
- (2) 仮設店舗、仮設展示場

(占用主体)

第5条 道路予定区域の占用主体は、占用の目的、占用の形態等を踏まえ、占用物件を的確に管理することができるものと認められるもの（団体）であること。

(事前協議申出)

第6条 道路予定区域の有効活用に伴う占用許可を受けようとする者は、道路予定区域の有効活用に伴う事前協議申出書（様式第1号。以下「事前協議書」という。）に、次に掲げる書類を添付し、提出しなければならない。この場合において、代理人に委任する場合は、委任状を提出しなければならない。

- (1) 位置図（住宅地図）
- (2) 有効活用計画書（目的・面積・占用期間・説明内容等）
- (3) 有効活用計画図（施設配置図・車両誘導図等）
- (4) 地元説明計画書（対象範囲・説明計画書等）
- (5) 現況写真及び写真撮影方向図
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める図面及び書類等

2 前項の事前協議書又は添付書類に不備があると認めるときは、事前協議の申出をした者（以下「申出者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、申出者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努める。

3 前項により補正を求めたにもかかわらず、正当な理由がなく、その補正に応じない場合には、その事前協議申出書を取下げたものとみなし、提出された書類を返戻することができる。

(申請の取下)

第7条 申出者は、前条第1項の事前協議書を提出した後、やむを得ない理由によりその申出を取下げようとするときは、書面にその理由を付し、提出しなければならない。

(照会)

第8条 第6条の事前協議書が提出されたときは、関係部署に対し、道路予定区域の有効活用の可否について、文書により照会するものとする。

(事前協議結果の通知)

第9条 前条の道路予定区域の有効活用に係る照会に対する回答を得たときは内容を審査し、その結果を申出者に事前協議結果通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(通知書の有効期限)

第10条 前条の事前協議結果通知書の有効期限は、通知した日から30日とする。

(事前協議の不適合)

第11条 次のいずれかに該当する場合は、第6条の事前協議に応じないことができる。

- (1) 過去1年以内に事前協議を行い、その結果有効活用ができない旨の回答がなされた事案の場合
- (2) 過去に取下げられたことのある事案について、再度同一人から同一事案に係る事前協議の申出がなされた場合

(受付等)

第12条 事前協議書の受付は、道路事業の所管課が行うものとする。

2 事前協議の受付にあたっては、土木管理課及び路政課と十分に協議調整を行い、意見統一を図るものとする。

3 第9条の規定により、申出者に事前協議結果通知書を送付する場合は、占用事務を担当する土木事務所管理課へ関係書類を添えて、通知するものとする。

(補則)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和4年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際現にこの要領による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、使用することができる。

道路予定区域の有効活用に伴う事前協議申出書

年 月 日

(あて先)千葉市長

申出人 住 所
氏 名
担当者
連絡先電話番号
連絡先電子メールアドレス

@

次のとおり、道路予定区域の有効活用に伴う占用の可否について、事前協議願いたく、関係書類を添えて申請します。

対象地	土地の所在地	地目	面積(m2)
	(路線名)		
目的			
計画概要	*占用予定期間、占用料に伴う資金計画等についても明記		
地元調整	*計画施設について、地元町内会等への事前説明予定・地元要望及び意見等を明記		
近隣の状況等	*駐車施設の場合、近接の駐車場の利用状況、駐車料金等の調査を行い、参考として根拠資料(位置図、駐車料金)を添付		

受付

【添付書類】

- 委任状(代理人がいる場合は添付)
- 位置図(住宅地図可)
- 道路台帳図
- 現況写真及び写真撮影方向図
- 有効活用計画図
- その他

【備考】

- 1 申出書に添付する書類は、審査を行うために必要な書類です。
- 2 事前協議は、1か月程かかります。

様

千葉市長
(担当課:建設局 部 課)

事前協議結果通知書

年 月 日付で申請された道路予定区域の有効に伴う事務取扱要領第6条に基づく事前協議申出書について、審査した結果、(可・不可)と決定したので通知します。

土地の所在地		地目(現況)	面積(m2)
項目		条件	
協議事項			
地元調整事項			
必要書類			
占用料等			
申請書の提出期限			
不可の理由			
備考			
連絡先			